

令和3年9月13日
文 部 科 学 省
初等中等教育局児童生徒課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する
パブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和3年6月24日から令和3年7月23日までの期間、郵送・FAX・メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計5件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ 退学処分を認めることについては賛成だが、教師が児童生徒を抑えつけるために退学処分を濫用することがないように留意すべき。	御意見ありがとうございました。 退学処分の運用については、学校教育法施行規則第二十六条のとおり、適切な運用がなされるよう、必要に応じて対応してまいります。
○ その他教育や国政全般への御意見	今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。

